

品川区認可保育所等緊急時安全対策事業補助要綱

制定	平成24年1月30日	区長決定	要綱第8号
改正	平成28年11月1日	区長決定	要綱第247号
改正	平成29年8月10日	区長決定	要綱第127号
改正	平成29年12月26日	区長決定	要綱第150号
改正	平成30年11月26日	区長決定	要綱第196号
改正	平成31年2月26日	区長決定	要綱第23号
改正	令和3年8月6日	部長決定	要綱第270号

(目的)

第1条 この要綱は、認可保育所等に対し、防犯対策、緊急救命措置および安全対策強化を図る経費の全部または一部を助成し、児童、職員および地域住民の安全確保ならびに施設の安全管理の徹底を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 認可保育所 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所をいう。
- (2) 認証保育所 「東京都認証保育所事業実施要綱」（12福子推第1157号）に基づき東京都知事が認証する施設をいう。
- (3) 家庭的保育事業 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業をいう。
- (4) 小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。
- (5) 認可保育所等 認可保育所、認証保育所、家庭的保育事業および小規模保育事業をいう。
- (6) 学校110番 学校等における非常通報装置をいう。
- (7) 防犯カメラ 犯罪の抑止および犯罪被害の防止を目的として、特定の場所に固定して設置する撮影装置で、撮影した映像を表示し、または録画する機能を有するものをいう。
- (8) AED 自動体外式除細動器をいう。
- (9) ベビーセンサー 児童の睡眠時における呼吸等の振動を感知し、呼吸停止等の異

常が認められる場合に警告音を発して知らせる装置をいう。

- (10) 防犯対策 学校110番および防犯カメラの設置により、犯罪の抑止および犯罪被害の防止を図ることをいう。
- (11) 緊急救命措置 AEDの設置により、緊急時に人命の救助に係る措置を講ずることをいう。
- (12) 安全対策強化 児童の睡眠中の死亡事故を防止するため、ベビーセンサーその他これに類する機能を有する装置で区長が認めるもの（以下「ベビーセンサー等」という。）の設置により、当該児童の睡眠時における顔色、呼吸、体位等の様子を保育従事職員が確認する作業（以下「午睡対応」という。）を補強することにより、児童の安全対策の一層の強化を図ることをいう。

（補助対象経費等）

第3条 この要綱による補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、申請日の属する年度における次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める経費とする。

(1) 防犯対策

ア 学校110番の設置

認可保育所等（家庭的保育事業および開設前の認可保育所等を除く。）が学校110番を設置するために必要な工事費または工事請負費等

イ 防犯カメラの設置

認可保育所等（開設前の認可保育所等を含む。）が防犯カメラを設置するために必要な工事費または工事請負費等

(2) 緊急救命措置

認可保育所等（開設前の認可保育所等を含む。）がAEDを設置するために必要な備品購入費等

(3) 安全対策強化

認可保育所等（開設前の認可保育所等を除く。）がベビーセンサー等を設置するために必要な備品の購入費またはリース料。ただし、ベビーセンサー等の使用が必要であると区長が認める児童（以下「対象児童」という。）に係る経費に限る。

2 前項第1号アおよびイ、第2号ならびに第3号に掲げる事業に係る補助金の交付は、同一施設において、それぞれ1回に限り受けることができる。

（補助金額）

第4条 この要綱による補助金は、次の各号に掲げる事業の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額を上限とし、補助対象経費の実支出額から当該補助対象経費に充てるために寄せられた寄付金その他の収入額を控除した額を予算の範囲内で交付するものとする。

(1) 防犯対策

ア 学校110番の設置 300,000円

イ 防犯カメラの設置 600,000円

(2) 緊急救命措置 400,000円

(3) 安全対策強化 1,000,000円

(補助対象機器の要件)

第5条 学校110番の設置に係る対象機器は、次に掲げる要件を満たしているものとする。

(1) スイッチの取り付けは、部外者が通常の出入りしない場所であつ容易に発見されず誤って発報するおそれがない位置であること。

(2) 設置契約先は、東京都との運用協定締結業者であること。

(3) 機器の仕様は、別紙「学校110番標準仕様」によること。

2 安全対策強化に係る対象機器は、次に掲げる要件を満たしているものとする。

(1) 対象児童1人につき1台を使用する機器であること。

(2) 次のいずれかに該当することなどにより、安全性等を考慮したうえで選定されていること。

ア 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に基づく医療機器の製造販売の承認等がなされていること。

イ 保育所等での導入実績があること。

(補助条件)

第6条 学校110番の設置に係る補助金は、次に掲げる条件を付して交付するものとする。

(1) 通（発）報を受理した警視庁通信指令本部が行う確認等に直ちに応じられる管理者等を置くこと。

(2) 学校110番には、防犯カメラ、防犯テレビモニターおよび警視庁が接続することを認めた装置以外のものを連動させないこと。

(3) 学校110番の使用は、緊急事態が発生し、加入電話で110番することが困難な場合に限ること。

- 2 防犯カメラの設置に係る補助金は、次に掲げる条件を付して交付するものとする。
 - (1) 防犯カメラは、園内の犯罪の抑止および犯罪被害の防止の効果が高いと思われる場所に設置すること。
 - (2) 防犯カメラを設置し、かつ、動作している旨を明確かつ適切な方法で表示すること。
 - (3) 録画データの漏えい、滅失またはき損の防止その他の録画データの安全管理のために必要な措置を講ずること。
 - (4) 録画データの保存期間は、1週間程度とすること。
 - (5) 外部に録画データを提供し、または閲覧させるときは、法令等に基づくときまたは捜査機関から犯罪捜査の目的で公文書による照会を受けたとき等に限ること。
- 3 緊急救命措置に係る補助金は、次に掲げる条件を付して交付するものとする。
 - (1) A E D設置施設であることを表示していること。
 - (2) A E Dの使用は、緊急救命措置を講じる必要な場合に限るが、対象者は限定しないこと。
- 4 安全対策強化に係る補助金は、次に掲げる条件を付して交付するものとする。
 - (1) 午睡対応を補強するものであること。
 - (2) 保育従事職員の心理的負担を軽減するものであり、午睡対応の代替となるものではないことに留意すること。

(交付申請)

第7条 防犯対策に係る補助金の交付申請をする者は、次の書類を区長に提出しなければならない。

- (1) 品川区認可保育所等防犯対策補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 事業計画書
- (3) 工事費内訳書
- (4) 工事契約書の写し
- (5) 工事領収証の写し

2 緊急救命措置に係る補助金の交付申請をする者は、次の書類を区長に提出しなければならない。

- (1) 品川区認可保育所等緊急救命措置補助金交付申請書（第2号様式）
- (2) 事業計画書
- (3) 工事（購入）費内訳書
- (4) 工事（購入）契約書の写し

- (5) 工事（購入）領収証の写し
- 3 安全対策強化に係る補助金の交付申請をする者は、次の書類を区長に提出しなければならない。
- (1) 品川区認可保育所等安全対策強化補助金交付申請書（第3号様式）
 - (2) 事業計画書
 - (3) 購入費（リース料）内訳書
 - (4) 購入（リース）契約書の写し
 - (5) 購入（リース）領収証の写し

（補助金の交付決定等）

第8条 区長は、前条第1項の規定に基づく補助金の交付申請があった場合は、関係書類を審査したうえ、補助金を交付することを決定したときは品川区認可保育所等防犯対策補助金交付決定通知書（第4号様式）により、補助金を交付しないことを決定したときは品川区認可保育所等防犯対策補助金不交付決定通知書（第5号様式）により、それぞれ当該申請を行った者に通知するものとする。

2 区長は、前条第2項の規定に基づく補助金の交付申請があった場合は、関係書類を審査したうえ、補助金を交付することを決定したときは品川区認可保育所等緊急救命措置補助金交付決定通知書（第6号様式）により、補助金を交付しないことを決定したときは品川区認可保育所等緊急救命措置補助金不交付決定通知書（第7号様式）により、それぞれ当該申請を行った者に通知するものとする。

3 区長は、前条第3項の規定に基づく補助金の交付申請があった場合は、関係書類を審査したうえ、補助金を交付することを決定したときは品川区認可保育所等安全対策強化補助金交付決定通知書（第8号様式）により、補助金を交付しないことを決定したときは品川区認可保育所等安全対策強化補助金不交付決定通知書（第9号様式）により、それぞれ当該申請を行った者に通知するものとする。

（補助金の請求および受領）

第9条 前条の規定による補助金の交付の決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、区長に対し、速やかに、請求書（第10号様式）により、補助金の支払を請求するものとする。

2 区長は、前項の規定による請求があったときは、関係書類を審査したうえ、当該請求に係る補助金を当該補助事業者に対し支払うものとする。

(補助金の交付決定の取消し等)

第10条 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) この要綱の規定その他法令に基づく命令に違反したとき。
- (3) その他補助事業者の責に帰すべき事由により、区長が補助金の交付決定を取り消すことを適当と認めたとき。

2 区長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、当該補助金の交付決定の全部または一部を取り消された補助事業者から、交付した補助金の全部または一部を返還させるものとする。

3 区長は、第1項の規定による補助金の交付決定の取消しをしたときは、第7条第1項の規定に基づく交付決定については品川区認可保育所等防犯対策補助金交付決定取消通知書(第11号様式)により、同条第2項の規定に基づく交付決定については品川区認可保育所等緊急救命措置補助金交付決定取消通知書(第12号様式)により、同条第3項の規定に基づく交付決定については品川区認可保育所等安全対策強化補助金交付決定取消通知書(第13号様式)により、それぞれ当該補助事業者に通知するものとする。

(関係書類の整備)

第11条 補助事業者は、補助対象経費の執行状況を常に明確にするため、補助金の収入および支出に関する帳簿ならびに補助対象経費の支出に関する記録を整備し、補助金交付年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(実績報告書)

第12条 補助事業者は、補助金交付年度の翌年度の5月末日までに、品川区認可保育所等緊急時安全対策事業実績報告書(第14号様式)を区長に提出しなければならない。

(是正のための措置)

第13条 区長は、前条の規定により実績報告を受けた場合は、実績報告書の審査および必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査するものとする。

2 区長は、前項の規定による調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容お

よびこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業につき、これらに適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。

3 前条の規定は、前項の規定による命令により必要な措置をした場合について、準用する。

(違約加算金)

第14条 補助事業者は、第10条第1項の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95%の割合で計算した違約加算金（100円未満を除く。）を納付しなければならない。

2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(違約加算金の計算)

第15条 区長は、前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(他の補助金等の一時停止)

第16条 区長は、補助事業者に対し補助金の返還を命じ、補助事業者が当該補助金または違約加算金の全部または一部を納付しない場合において、その者に対して交付すべき他の補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、または当該補助金と未納付額とを相殺するものとする。

(財産処分の制限)

第17条 補助事業者は、補助事業により取得し、または効用の増加した価格が単価500,000円以上の機械、器具その他の財産については、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成20年7月11日厚生労働省告示第384号。以下「財産処分制限期間」という。）に定める期間を経過するまでは、区長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または廃棄してはならない。

2 区長は、補助事業者が区長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場

合において、必要があると認めるときは、その収入の全部または一部を区に納付させるものとする。

(財産の管理)

第18条 補助事業者は、補助事業により取得し、または効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(書類の保存)

第19条 補助事業者は、補助事業に係る収支の状況を会計帳簿によって明らかにさせておくとともに、当該会計帳簿および補助事業に係る収支に関する書類(以下これらを「補助事業関係書類」という。)を当該補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間整理保存しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、補助事業者は、補助事業により取得し、または効用の増加した価格が単価300,000円以上の機械、器具その他の財産がある場合は、前項の期間を経過後においても、補助事業関係書類を当該財産の財産処分が完了する日または財産処分制限期間に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(消費税仕入控除税額の報告)

第20条 補助事業者は、学校110番の設置または安全対策強化に係る補助事業の完了後に消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額(以下「消費税仕入控除税額」という。)が確定した場合は、品川区認可保育所等防犯対策補助金消費税仕入控除税額報告書(第15号様式)または品川区認可保育所等安全対策強化補助金消費税仕入控除税額報告書(第16号様式)により、速やかに区長に報告しなければならない。ただし、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部、支社、支所等であって、自ら消費税および地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等(以下「本部等」という。)で消費税および地方消費税の申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。

2 区長は、前項の規定による報告があった場合において、必要があると認めるときは、消費税仕入控除税額に相当する額の全部または一部を区に納付させるものとする。

3 区長は、補助事業者が第1項の規定により付した条件に違反した場合において、必要があると認めるときは、補助金の全部または一部を区に返還させるものとする。

(準用)

第21条 補助金の交付に当たっては、この要綱に定めるもののほか、品川区補助金等交付規則（昭和39年品川区規則第4号）に定めるところによるものとする。

(委任)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、子ども未来部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成24年1月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成28年11月1日から適用する。ただし、改正後の第2条および第3条の規定中AEDの設置に係る部分については、同年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

学校110番標準仕様

1 機器の基本的機能

緊急事態が発生した際に、非常ボタンを押すだけで自動的に警視庁通信司令室（110番）に接続し、あらかじめ録音してある音声合成メッセージにより、非常事態の発生・住所・名称等を警視庁へ通報し、警視庁からの返信を受理用電話機で受け、相互に通話ができる機能を備えた機器であり、また、設置機器すべてを統括するシステムが構築されていること。

2 標準仕様

項 目	仕 様
機 器 構 成	非常通報機（1台）、非常用押ボタン（2個）、 発報確認ランプ（1個）、逆信受理専用電話機（1台）
接 続 電 話 回 線	NTT電話回線（DP・PB・INSネット64）対応
通 報 先	110番
送 出 メ ッ セ ー ジ	音声合成の組み合わせ
応答メッセージ送付	頭出し機能があること
110番不応答の再ダイヤル回数	98回以上
押ボタン誤報防止	短路・断線・混触の検出機能があること
監 視 機 能	自己診断機能があること
発報確認ランプ表示	発光ダイオード（LED）
使 用 電 源	AC100V
予 備 電 池	停電保証時間を確保できるものであること
停 電 保 証 時 間	6時間以上
筐 体	モールド（ABS）と同等のもの

2 その他付加すべき機能等

- (1) 非常通報機接続電話回線は、アナログ回線・デジタル回線の両方に対応すること。
- (2) 電話回線がダイヤル回線または、プッシュ回線に変更となった場合は、非常通報機が動作時に自動的にダイヤル種別を変換し通報できる機能を有すること。
- (3) 接続電話回線使用中に押ボタンが押された場合、通話中の相手側に電話を切る旨のメッセージを送出後、電話を強制切断し、非常通報を優先する機能を有すること。
- (4) 押ボタンは、誤報防止回路を有し、ボタンを押した時のみ発報し、短路・断線・混触では発報しない機能を有すること。

- (5) 発報確認ランプの表示は、発報した時は緑色が点灯し、警視庁からの逆信により緑色が消灯、その後赤色が点灯するものであること。
- (6) 自己診断機能は、少なくとも1ヶ月毎の定期通報および7日毎の予備電池チェックを行うものであること。また、短絡・断線・混触・AC100V停電が発生した際、およびACヒューズ断線が1時間以上継続した際には、異常通報を検出する機能を有すること。
- (7) 登録内容変更やメッセージの変更等ができる機能を有すること。
- (8) 警視庁からの逆信への応答は、専用の受信用電話機を使用して応答すること。

3 特記事項

- (1) 機器は、警視庁の設置承認が受けられるものであること。
- (2) この事業により設置者が設置した全ての機器の作動状況および機器の自己診断の結果を、一括して、常時把握できるシステムが整っていること。また、作動した時には作動日時、作動内容を記録し、直ちに指定された場所に連絡が可能なこと。
- (3) 押ボタンには他のボタンと識別するため「110」の表示をし、さらに近接に「非常110番」の表示をすること。
- (4) 押ボタンおよび発報確認ランプに使用する線材は、他の線材と識別するため「非常通報」等の表示をしたものすること。
- (5) 押ボタンと逆信受信用電話機の設置場所が他階にまたがる場合が離れる場合等は、逆信受信用電話機の近くに、押ボタンが押された際に鳴動するブザーを設置すること。
- (6) 非常通報機は、管理責任者以外触れられないよう本体を覆い、施錠できるものであること。

第 号
年 月 日

品川区認可保育所等防犯対策補助金交付決定通知書

設置者名 様
（保育所名 ）

品川区長 印

品川区認可保育所等緊急時安全対策事業補助要綱第8条第1項の規定に基づき、品川区認可保育所等防犯対策補助金の交付を下記のとおり決定したので通知します。

記

交付決定金額 _____ 円

第 号
年 月 日

品川区認可保育所等防犯対策補助金不交付決定通知書

設置者名 様
（保育所名 ）

品川区長 印

品川区認可保育所等緊急時安全対策事業補助要綱第8条第1項の規定に基づき、品川区認可保育所等防犯対策補助金の不交付を下記のとおり決定したので通知します。

記

理由

第 号
年 月 日

品川区認可保育所等緊急救命措置補助金交付決定通知書

設置者名 様
（保育所名 ）

品川区長 印

品川区認可保育所等緊急時安全対策事業補助要綱第8条第2項の規定に基づき、品川区認可保育所等緊急救命措置補助金の交付を下記のとおり決定したので通知します。

記

交付決定金額 _____ 円

第 号
年 月 日

品川区認可保育所等緊急救命措置補助金不交付決定通知書

設置者名 様
（保育所名 ）

品川区長 印

品川区認可保育所等緊急時安全対策事業補助要綱第8条第2項の規定に基づき、品川区認可保育所等緊急救命措置補助金の不交付を下記のとおり決定したので通知します。

記

理由

第 号
年 月 日

品川区認可保育所等安全対策強化補助金交付決定通知書

設置者名 様
（保育所名 ）

品川区長 印

品川区認可保育所等緊急時安全対策事業補助要綱第8条第3項の規定に基づき、品川区認可保育所等安全対策強化補助金の交付を下記のとおり決定したので通知します。

記

交付決定金額 _____ 円

第 号
年 月 日

品川区認可保育所等安全対策強化補助金不交付決定通知書

設置者名 様
（保育所名 ）

品川区長 印

品川区認可保育所等緊急時安全対策事業補助要綱第8条第3項の規定に基づき、品川区認可保育所等安全対策強化補助金の不交付を下記のとおり決定したので通知します。

記

理由

請求書

金額	億	千	百	十	万	千	百	十	円
----	---	---	---	---	---	---	---	---	---

件名 品川区認可保育所等 補助金について

上記の金額を請求します。

年 月 日

品川区長 あて

所在地

施設名

請求者住所

氏名

印

第11号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

品川区認可保育所等防犯対策補助金決定取消通知書

設置者名 様
（保育所名 ）

品川区長 印

年 月 日付第 号により通知しました、品川区認可保育所等
防犯対策補助金の交付決定について、下記の理由で取り消しましたので通知します。

記

取消理由

第12号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

品川区認可保育所等緊急救命措置補助金決定取消通知書

設置者名 様
（保育所名 ）

品川区長 印

年 月 日付第 号により通知しました、品川区認可保育所等
緊急救命措置補助金の交付決定について、下記の理由で取り消しましたので通知します。

記

取消理由

第13号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

品川区認可保育所等安全対策強化補助金決定取消通知書

設置者名 様
（保育所名 ）

品川区長 印

年 月 日付第 号により通知しました、品川区認可保育所等
安全対策強化補助金の交付決定について、下記の理由で取り消しましたので通知します。

記

取消理由

品川区認可保育所等緊急時安全対策事業実績報告書

保育所名 _____

1 事業内容

2 事業実施による効果

3 所要経費

単位：円

金額	積算内訳
	合 計

4 事業スケジュール

年 月 日

品川区長 あて

設置者住所

設置者名（法人名）

施設・事業所名

（所在地）

代表者氏名

品川区認可保育所等防犯対策補助金消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付 第 号により交付決定を受けた品川区認可保育所等防犯対策補助金のうち、品川区認可保育所等緊急時安全対策事業補助要綱第20条第1項の規定に基づき、消費税および地方消費税の仕入控除税額を下記のとおり報告します。

記

1. 確定申告年月日

2. 決算期間

3. 消費税および地方消費税の申告の有無

4. 仕入控除税額の計算方法

5. 消費税および地方消費税

の仕入控除税額

金 _____ 円

※積算根拠となる資料を添付してください。

年 月 日

品川区長 あて

設置者住所

設置者名（法人名）

施設・事業所名

（所在地）

代表者氏名

品川区認可保育所等安全対策強化補助金消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付 第 号により交付決定を受けた品川区認可保育所等安全対策強化補助金のうち、品川区認可保育所等緊急時安全対策事業補助要綱第20条第1項の規定に基づき、消費税および地方消費税の仕入控除税額を下記のとおり報告します。

記

1. 確定申告年月日

2. 決算期間

3. 消費税および地方消費税の申告の有無

4. 仕入控除税額の計算方法

5. 消費税および地方消費税

の仕入控除税額

金 _____ 円

※積算根拠となる資料を添付してください。